

建替え 設計工事 一括メニュー 補助金交付申請書に添付

市長が必要と認める書類

※2026年4月～

➡該当する 欄を ■ または ✓ してください

【県費：補助対象住宅】 → 県費の対象であることのチェック

- 「貸家」ではない
- 2000年（平成12年）6月1日以降の新築着工ではない
- 2000年（平成12年）6月1日以降に増築された部分は含まない

※一つでも該当しない住宅の場合はここで終了 → 市交付要綱：別表第2の適用を検討

【県費：補助対象経費】 → 県費の適用区分のチェック

◆ 県交付要項：別表1（へ）限度額 （A） → 対象限度額 175万円パターン

- 1981年5月31日以前に新築着工 ← これに該当の場合は、以降のチェックは不要
- 申請者が、県交付要項：第2条「高齢者等」のいずれかに該当する
 - ア) 高齢者（65歳以上） → 住民票等で確認
 - イ) 非課税世帯 … 「世帯全員」が非課税である必要があります
→ 市県民税額の欄が0円の市県民税（所得・課税）証明書を添付
 - ウ) 障がいのある方等で市長が認める者 → 関係手帳や書類の写しを添付
(身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、要介護又は要支援の認定を受けた者)

◆ 県交付要項：別表1（へ）限度額 （B） → 対象限度額 150万円パターン

- 1981年6月1日から2000年5月31日までに新築着工

※市チェック欄【確認： 】 ➡ 県費（ ） ・ 従前の延べ面積 → 36.1㎡以上あるか

・ 派遣事業 または 自費 < 2人以上の専門家 > ・ 災害リスク等のあるエリア ⇒ チェック日

(本ページ以降は参考資料となりますので、提出は不要です)

建替え 設計工事 一括『手引き』の補足資料

＜県費の活用等に伴うキーポイント＞

◎熊本県「戸建て木造住宅耐震改修等緊急促進事業補助金交付要項」による市町村への間接補助のスキーム

◆別表Ⅰ (へ) 限度額 (A) →対象限度額 175万円パターン

○補助額: 交付対象額の9/10かつ157.5万円を上限 ※工事費200万円の場合を想定

市町村の補助交付対象限度額(175万) A			本人 A×1/10 (17.5万)	交付 対象外負担 本人 25万
市町村の補助限度額(157.5万) B = A × 9/10				
国 A×2/5以内(上限57.5万) (57.5万)	市町村 (B-国費)×1/2 (50万)	県 (B-国費)×1/2 (50万)	本人負担計42.5万	

■市町村補助額から国費を除いた分の1/2(50万上限)を県助成

◆別表Ⅰ (へ) 限度額 (B) →対象限度額 150万円パターン

○補助額: 交付対象額の53/60かつ132.5万円を上限 ※工事費200万円の場合を想定

市町村の補助交付対象限度額(150万) A			本人 A×7/60 (17.5万)	交付 対象外負担 本人 50万
市町村の補助限度額(132.5万) B = A × 53/60				
国 A×2/5以内(上限57.5万) (57.5万)	市町村 (B-国費)×1/2 (37.5万)	県 (B-国費)×1/2 (37.5万)	本人負担計67.5万	

■市町村補助額から国費を除いた分の1/2(37.5万上限)を県助成

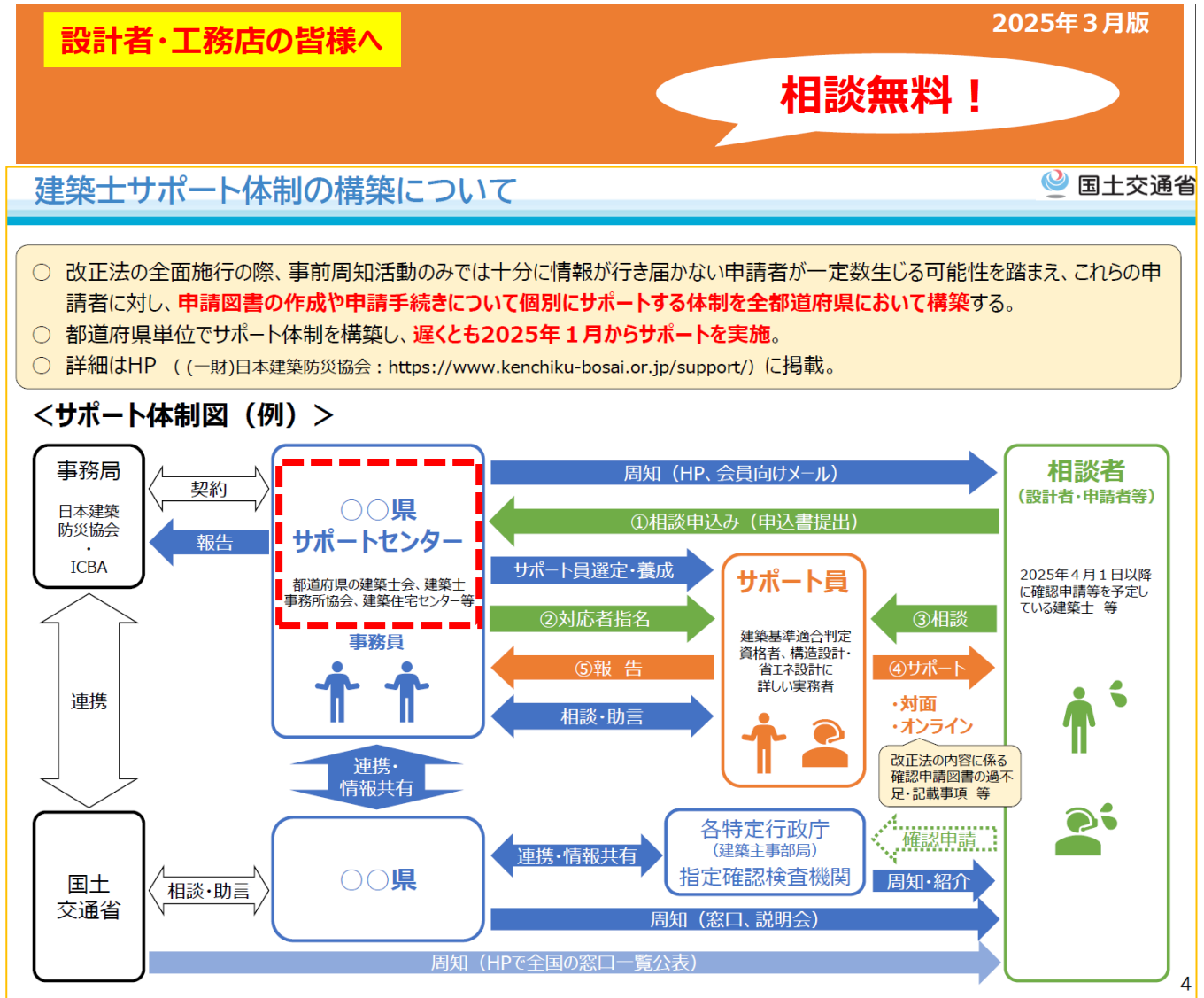
◇市要綱「災害リスク等のあるエリア」に関する取り扱い

- ・国費(防安交付金)要綱における取り扱いと同様です
 - 土砂災害特別警戒区域
 - 災害危険区域(急傾斜地崩壊危険区域、地すべり防止区域など)

一 建替え後の住宅は、原則として「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第9条第1項に規定する土砂災害特別警戒区域」又は「建築基準法(昭和25年法律第201号)第39条第1項に規定する災害危険区域(急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第3条第1項に規定する急傾斜地崩壊危険区域又は地すべり等防止法(昭和33年法律第30号)第3条第1項に規定する地すべり防止区域と重複する区域に限る。)」外に存すること。

※耐震診断士等の皆様におかれましては、改正法の施行に関する情報等を確認のうえ法令違反等が無いよう、最善の注意を図るようお願いいたします。なお、熊本県内における案件の相談窓口が次のとおり開設されていますので掲載紹介します。

◇国や関係機関による建築士等へのサポート体制



※熊本県の場合は、（一財）熊本県建築住宅センターが窓口です ➡096-385-0771

熊本県建築士サポートセンター開設のお知らせ

令和4年6月17日に公布された改正建築基準法・改正建築物省エネ法により、令和7年4月から、旧4号建築物の構造審査等が始まり、また、原則全ての建築物の新築・増改築時における省エネ基準への適合が義務化されます。

（一財）熊本県建築住宅センターでは、改正法の円滑な施行に向け、申請図書の作成や申請手続きについて個別に建築士等をサポートする「熊本県建築士サポートセンター」を開設しました。

熊本県建築士サポートセンター（略称：サポートセンター）の概要

改正法の円滑な施行に向けて、電話サポートと対面サポートの2種類のサポートを行います。

